

# 一般社団法人日本競走馬協会定款

認可 平成 25 年 12 月 24 日

施行 平成 26 年 1 月 6 日

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本競走馬協会(以下「協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 協会は、わが国における競走馬の生産・流通の改善合理化及び競馬の施行等に関する事業を行い、競走馬生産の振興と競馬の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競走馬にかかる家畜市場の開催・運営
- (2) 競走馬にかかる調査研究及び情報提供
- (3) 競走馬生産にかかる人材養成
- (4) 競走馬生産の振興及び競馬の健全な発展のための助成
- (5) 損害保険の代理店業
- (6) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

### 第3章 会 員

#### (会員の資格)

第5条 協会の会員は、協会の目的に賛同して入会した、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 軽種馬を生産する者
- (2) 軽種馬を育成する者
- (3) 馬主
- (4) 調教師
- (5) 前各号に掲げる者に準ずる者として、競走馬の生産及び競馬に関して学識経験を有する者

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)に規定する社員とする。

#### (会員の資格の取得)

第6条 協会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認があったときは、会長は当該申込みをした者にその旨を通知する。

#### (経費の負担)

第7条 協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める会費等を支払わなければならない。

2 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、会員の脱退の場合も返還しない。

#### (任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の日の10日前までに、その旨を書面をもって通知し、弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 会長は、除名の決議が行われたときは、その旨を当該会員に通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡したとき

#### 第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 役員報酬等の額及び支給基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 15 条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第 17 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第 18 条 総会に出席出来ない会員は、書面をもって、又は他の会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の規定によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算定する。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第 20 条 協会に次の役員を置く。

(1) 理事 12名以上 18名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち、1名を会長、1名を会長代行、2名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長及び会長代行をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、会長代行、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この協会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることがあってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。

3 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

4 副会長は、会長及び会長代行を補佐する。

5 常務理事は、理事会の決議に基づき、協会の業務を執行する。

6 会長、会長代行及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 20 条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 26 条 役員は無報酬とする。ただし常勤の役員に対しては、総会の決議により別に定める報酬等の額及び支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び相談役)

第 27 条 協会に、若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、協会の運営に功績のあった者のうちから理事会の決議を得て、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、学識経験者のうちから理事会の決議を得て、会長が委嘱する。
- 4 顧問及び相談役は、協会運営上の重要事項について会長の諮問に応じる。

## 第6章 理事会

(構成等)

第 28 条 協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会は、会長が招集する。
- 4 理事会の議長は、会長とする。
- 5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、会長代行、副会長及び常務理事の選定及び解職

(決議等)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半

数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 法人法第98条に基づく通知をしたときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、法人法第91条第2項の報告については、適用しない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事が、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

## 第7章 専門委員会

(専門委員会)

第32条 会長は、協会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは理事会の決議を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員は、理事会の承認を得て、専門的な知識を有する者のうちから会長が委嘱する。

3 専門委員会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第8章 事務局

(事務局)

第33条 協会の事務を処理するため事務局を設置し、所要の職員を置く。

2 職員は会長が任免する。

3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第9章 会計

(事業年度)

第34条 協会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。



(事業計画及び収支予算)

第 35 条 協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 10 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 38 条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第 39 条 協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 40 条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 11 章 公告の方法

(公告)

第 41 条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行なう。

## 第 12 章 補 則

(委任)

第 42 条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 協会の最初の会長を河野太郎、会長代行を吉田照哉、副会長を下河邊俊行、岡田繁幸、常務理事を佐藤忠昭とする。